

一人親方労災保険

特別加入制度のご案内



元請の方に労災保険に加入するよう勧められたことがありますか？

一人親方は労災保険に加入できないと思ってませんか？

仕事中のケガ、心配ではありませんか？

一人親方組合に入会することで、労災保険に加入できます。

(特別加入制度といいます。)

事業を手伝う同居の親族の方も労災保険に加入できます。

● こんな補償が受けられます

- 療養補償給付…療養に必要な医療費は無料です。
 - 休業補償給付…休業4日目から定めた給付日額の6割
(特別給付の2割とあわせて合計8割)が受け取れます。
- 他にも、障害補償給付、傷病補償給付などがあります。

● 保険料はいくら？

例) 給付日額を6,000円・10,000円・20,000円に設定した場合

6,000円×365日×1,000分の20 (労災保険料率)
= **43,800円** / 年間

10,000円×365日×1,000分の20 (労災保険料率)
= **73,000円** / 年間

20,000円×365日×1,000分の20 (労災保険料率)
= **146,000円** / 年間

労務事務指導協会一人親方組合は厚生労働大臣の認可を受けた一人親方組合です。

当組合に加入していただくことで労災保険に加入できるようになります。
一人親方特別加入のご相談は是非当組合までお問い合わせ下さい。
専門スタッフがご説明させていただきます。

平成16年6月1日北海道労働局承認

労務事務指導協会一人親方組合

〒060-0906 札幌市東区北6条東2丁目3番1号
TEL 011-742-9222
FAX 011-742-3833
<http://www.sato-group.com/es/>